

山梨県公報

第千六百七十九号

平成十八年

七月三日

月 曜 日

目 次

山梨県社会福祉村と総称する件の一部を改正する告示	五二三
一般廃棄物処理施設の変更の許可申請	五二三
産業廃棄物処理施設の変更の許可申請	五二四
道路の区域変更	五二四
道路の供用開始(三件)	五二五
電線共同溝を整備すべき道路の指定	五二五
公 告	五二五
公聴会の実施	五二五
開発行為に関する工事の完了について(二件)	五二六

告 示

山梨県告示第千六百六十一号
山梨県社会福祉村と総称する件(昭和五十一年山梨県告示第千三百四十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦
「心身障害者」を「障害者」に、「中巨摩郡白根町」を「南アルプス市」に改める。

山梨県告示第千六百六十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更について許可の申請があったので、同条第二項で準用する同法第八条第四項の規定により告示する。

平成十八年七月三日

一 申請の内容等

山梨県知事 山 本 栄 彦

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(一) 氏名又は名称 財団法人山梨県環境整備事業団 理事長 風間善樹

(二) 住所 甲府市丸の内一丁目九番十一号

2 一般廃棄物処理施設の設置場所

北杜市明野町浅尾字浅尾原五千二百五十九番六百四十四

3 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百三十三号)第五条

第二項に該当する施設

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

一般廃棄物焼却灰等(溶融固化したものに限る。)

5 申請年月日

平成十八年六月十六日

二 申請書等の縦覧

1 縦覧に供する書類

申請書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第二項で準用する同法第八条第三項の書類

2 縦覧場所

山梨県県民情報センター及び山梨県中北林務環境事務所

3 縦覧の期間及び時間

この告示の日から平成十八年八月三日までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書に記載すべき事項

(一) 意見書提出者の氏名、住所及び電話番号

(二) 意見を述べようとする対象事業の名称

(三) 生活環境保全上の見地からの意見

2 提出先

山梨県森林環境部環境整備課(郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目

六番一号)

3 提出期限

平成十八年八月十七日まで。なお、郵送による場合は、同月十七日午後五時まで

提出期限

平成十八年八月十七日まで。なお、郵送による場合は、同月十七日午後五時まで

提出期限

平成十八年八月十七日まで。なお、郵送による場合は、同月十七日午後五時まで

- に提出先に必着すること。
- 4 その他
 - 詳細については、山梨県森林環境部環境整備課（電話〇五五 一三三 一五一八）に問い合わせること。

山梨県告示第三百六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更について許可の申請があつたので、同条第二項で準用する同法第十五条第四項の規定により告示する。

平成十八年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請の内容等
 - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (一) 氏名又は名称 財団法人山梨県環境整備事業団 理事長 風間善樹
 - (二) 住所 甲府市丸の内一丁目九番十一号
 - 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
 - 北杜市明野町浅尾字浅尾原五千二百五十九番六百四十四
 - 3 産業廃棄物処理施設の種類の種類
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第十四号八に該当する施設
 - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、鋳さい、がれき類、汚泥（し尿処理汚泥を除く。）、廃プラスチック類、燃え殻（溶融固化したものに限る。）、動植物性残さ、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 5 申請年月日
 - 平成十八年六月十六日
- 二 申請書等の縦覧
 - 1 縦覧に供する書類
 - 申請書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の五第二項で準用する同法第十五条第三項の書類
 - 2 縦覧場所
 - 山梨県県民情報センター及び山梨県中北林務環境事務所
 - 3 縦覧の期間及び時間
 - この告示の日から平成十八年八月三日までの山梨県の休日を定める条例（平成元

年山梨県条例第六号）に定める県の休を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 意見書の提出
 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
 1 意見書に記載すべき事項
 (一) 意見書提出者の氏名、住所及び電話番号
 (二) 意見を述べようとする対象事業の名称
 (三) 生活環境保全上の見地からの意見
 2 提出先
 山梨県森林環境部環境整備課（郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号）
 3 提出期限
 平成十八年八月十七日まで。なお、郵送による場合は、同月十七日午後五時までに提出先に必着すること。
 4 その他
 詳細については、山梨県森林環境部環境整備課（電話〇五五 一三三 一五一八）に問い合わせること。

山梨県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年七月二十四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 雨畑大島線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新	
	の別	敷地の幅員 (メートル)
南巨摩郡早川町大字雨畑字立石三三〇番の八地先から 南巨摩郡早川町大字大島字蕨平三七番の二	旧	三・九 三三三・〇
	新	二二〇〇・〇

地先まで	
新	
三・九 三三・〇	三・〇 一七・〇
二二〇〇・〇	二六〇〇・〇

山梨県告示第三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	山梨市大字三富川浦字後沢一八五一番の九地先から山梨市大字三富川浦字円川一六二四番の一地先まで	四五〇・〇	平成十八年七月三日

山梨県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	塩山勝沼沿線	甲州市大字塩山上井尻字大花堂一四一五番一地先から甲州市大字塩山上井尻字中田一二七五番一地先まで	一八三・二	平成十八年七月三日

山梨県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	三日市場南線	山梨市大字七日市場字上木戸七七六番の五地先から山梨市大字七日市場字上木戸七七五番の一地先まで	五四・二	平成十八年七月二十日

山梨県告示第三百六十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十八年七月三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	一四〇号	甲府市横根町字大坪四九六番の一地先から甲府市向町字扇田三六二番の二地先まで

公 告

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十八年七月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開催日時

平成十八年七月十三日(木)午後一時三十分

二 開催場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室

三 聴こうとする案件

山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画について

四 公聴会に関する問い合わせ先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五 二二二 一五二〇)

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町清水新居字南河原一〇八三の一、一〇八三の六、一〇八五の一、一〇八六の一、一〇八七の一、一〇八九の一、一〇九〇及び一一二三の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町千四十番地の一 株式会社ブルーアース 代表取締役 高井道治

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

都留市田原土地区画整理地内一街区一画地の一部並びに田原二丁目六一八の五、六一八の七、六一九の一及び六一九の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

都留市田原四丁目三番三号 株式会社マルシンストアー 代表取締役 新津正樹